

## 第一百三十四回

## 参議院宗教法人等に関する特別委員会会議録第二号

平成七年十一月二十二日(水曜日)  
午後三時三十分開会

## 委員の異動

十一月二十二日

辞任

角田 義一君

補欠選任  
齋藤 勤君

委員長

理 事

出席者は左のとおり。

佐々木 满君

佐藤 勤君

委員

事務局側

國務大臣	文 部 大 臣	島 村 宣伸君
政府委員	文部大臣官房長	佐藤 梅一君
	文化庁次長	小野 元之君
	常任委員会専門	青柳 徹君

○本日の会議に付した案件  
○宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木滿君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を開会いたします。  
まず、委員の異動について御報告いたします。  
本日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として齋藤勤君が選任されました。

○委員長(佐々木滿君) 宗教法人法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

○政府から趣旨説明を求めます。島村文部大臣。

○國務大臣(島村宣伸君) このたび政府から提出

いたしました宗教法人法の一部を改正する法律案

について、その提案理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。

現行宗教法人法は、宗教団体に法人格を与え、自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することを目的とし、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則にのっとり、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性という二つの要請を基本としてその体系が組み立てられております。

このようないくつかの制度の基本は維持すべきものであります。

しかしながら、宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以来、今日に至るまでの社会状況や宗教法人の実態の変化にかんがみ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、これらの変化に対応するための宗教法人法の最小限の見直しが必要となるべきおり、宗教法人法を改正すべきとの世論も高まっているところであります。このような状況を背景に、宗教法人審議会から、去る九月二十九日に「宗教法人制度の改正について」の御報告をいただいたところであります。

今回、この宗教法人審議会の報告も踏まえ、所要の改正を行ったため、この法律案を提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、所轄庁についてであります。

複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁は文部大臣に改めることが適当と考えられるところから、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とするとしております。

第二は、事務所備えつけ書類の見直しとその一部の写しの所轄庁への提出についてであります。

宗教法人の財産目録等の書類については、その事務所に備えつけることが現行宗教法人法においても義務づけられていますが、今回、宗教法人が作成し、事務所に備えなければならない書類として収支計算書等を加えるとともに、これらの書類の写しを毎会計年度終了後四月以内に所轄庁に提出しなければならないこととしておりま

す。

なお、収益事業を行わない宗教法人で、一会计年の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内であるも

のは、当分の間、収支計算書を作成しないことが

できることといたしております。

第三は、信者その他の利害関係人による財産目

録等の閲覧についてであります。

宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて、財産目録等の事務所備えつけ書類を閲覧する

ことについて正当な利益があり、かつ、その閲覧

の請求が不当な目的によるものでない者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬことがあります。

第四は、宗教法人審議会の委員の増員であります。

現行の宗教法人法で十五人以内となつております。

第五は、所轄庁の報告徴収及び質問についてであります。

所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解説命令の請求等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときは、その業務等の管理運営に

関する事項に關し、報告を求める場合は、職員に質

問せることができるとしております。

第六は、所轄庁は、報告を求める場合は、職員に質

問せることができます。

このほか、所要の規定の整備を行うこととした

してあります。

以上がこの法律案の提出理由及びその内容の概

要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くだ

さい。

○委員長(佐々木滿君) 以上で趣旨説明の聴取は

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま  
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託され  
た。

一、宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法の一部を改正する法律案

することについて正当な利益があり、かつ、そ  
の閲覧の請求が不当な目的によるものでないと  
認められる者から請求があつたときは、これを  
開覧せなければならない。

第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備  
えられた同項第二号から第四号まで及び第六号  
に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければ  
ならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類  
を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上  
の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げ  
ことがないように特に留意しなければならな  
い。

第七十二条第一項中「十五人」を「二十人」に改め  
(報告及び質問)

第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次  
の各号の一に該当する疑いがあると認めるとき  
は、この法律を施行するため必要な限度において、  
当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に  
関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を  
求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役  
員、責任役員その他の関係者に対し質問させ  
ることができる。この場合において、当該職員が  
質問するため当該宗教法人の施設に立ち入る  
ときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員そ  
の他の関係者の同意を得なければならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため  
に認められたものと解釈してはならない。

第七十九条第四項を次のように改める。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事  
業の停止を命じようとする場合に準用する。

第八十条第五項中「前条第四項」を「第七十八条  
の二第二項」に改め、「第一項の」の下に「規定によ  
る認証の取消しをしようとする」を加える。

5 第八十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第四  
号中「第二十五条」を「第二十五条第一項若しくは  
第二項に、「同条に」を「これららの規定に」に、「備  
附」を「備付け」に改め、同条中第九号を第十一号  
とし、同号の前に次の一号を加える。

6 第七十八条の二第一項の規定による報告を  
せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の  
規定による当該職員の質問に対し答弁をせ  
ず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

7 第八十八条中第八号を第九号とし、第五号から  
第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次  
の一号を加える。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員  
に質問せようとする場合においては、所轄庁  
は、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらか  
じめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞  
き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらか  
じめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意  
見を聞かなければならない。

3 前項の場合においては、文部大臣は、報告を  
求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由  
を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かな  
けられなければならない。

4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、  
又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人  
の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由  
を妨げることがないように特に留意しなければ  
ならない。

5 第一項の規定により質問する当該職員は、そ  
の身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表  
役員、責任役員その他の関係者に提示しなけれ  
ばならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため  
に認められたものと解釈してはならない。

第七十九条第四項を次のように改める。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事  
業の停止を命じようとする場合に準用する。

第八十条第五項中「前条第四項」を「第七十八条  
の二第二項」に改め、「第一項の」の下に「規定によ  
る認証の取消しをしようとする」を加える。

5 第八十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第四  
号中「第二十五条」を「第二十五条第一項若しくは  
第二項に、「同条に」を「これららの規定に」に、「備  
附」を「備付け」に改め、同条中第九号を第十一号  
とし、同号の前に次の一号を加える。

6 第七十八条の二第一項の規定による報告を  
せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の  
規定による当該職員の質問に対し答弁をせ  
ず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 改正前の宗教法人法(以下「旧法」という)第  
五条及び宗教法人法附則第二十二項の規定によ  
る所轄庁(以下「旧法所轄庁」という)が都道府  
県知事である宗教法人は、この法律の公布の日  
において他の都道府県内に境内建物を備えてい  
るときは、同日から起算して六月以内に、当該  
他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び  
面積を記載した書類(以下「境内建物関係書類」  
という)を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由  
して文部大臣に届け出なければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつ  
て前項の規定により当該宗教法人の事務所に備  
えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を開覧  
すること。

4 当該宗教法人について第八十一条第一項第  
一項から第四号までの一に該当する事由があ  
ること。

3 前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなつたときは、施行

日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

4 旧法所轄庁が都道府県知事である宗教法人(附則第二項の規定による届出をした宗教法人を除く。)は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

5 改正後の宗教法人法(以下「新法」という。)第二十五条第一項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第二十三項の規定は、施行日以後に開始する宗教法人の会計年度(以下「施行日以後の会計年度」という。)に係る収支計算書の作成について適用する。

6 新法第二十五条第一項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第二十五項の規定は、施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

7 新法第二十五条第四項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

(所轄庁の処分等に関する経過措置)

8 旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してもされた旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第五条及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁(以下「新法所轄庁」という。)がし、又は新法所轄庁に対してもされた新法の相当規定による処分、手續その他の行為となる。

9 旧法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項(同法第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付した認証書及び認証した旨を付記した規則又は変更し

ようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項の規定により交付したものとみなす。

平成七年十一月二十七日印刷

平成七年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A